

北空知衛生センター組合火葬場設置条例施行規則

平成31年3月11日

組合規則第5号

改正 令和2年3月23日組合規則第3号

令和7年7月22日組合規則第2号

(目的)

第1条 この規則は北空知衛生センター組合火葬場設置条例（平成30年組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用申請)

第2条 条例第3条の規定により、火葬場の使用の許可を受けようとするものは、組合長が別に定める北空知葬斎場使用許可申請書を組合長に提出し許可を受けなければならない。

(令7組合規則2・一部改正)

2 組合長は前項の使用を許可したときは、組合長が別に定める北空知葬斎場使用許可証を交付する。

(令7組合規則2・一部改正)

(使用料の減免)

第3条 条例第6条の規定による火葬場使用料の減免は、組合長が特別の理由があると認めた場合にその火葬場使用料を全額免除する。

2 前項の規定により火葬場使用料の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書（様式第1号）を組合長に提出しなければならない。

(令7組合規則2・一部改正)

3 第1項の規定により火葬場使用料を減免した場合は、使用料の減免相当額を関係市町において、それぞれ負担するものとし、当該年度末までに組合に納入しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第1号及び様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和7年7月22日組合規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(様式第1号)

火葬場使用料減免申請書

北空知衛生センター組合長 様

住所
申請者
氏名 印

北空知衛生センター組合火葬場設置条例施行規則（平成31年組合規則第5号）により、火葬場使用料の減免を受けたいので申請します。

記

1. 死亡者 住所
氏名

2. 死亡年月日 年 月 日

3. 減免を受けようとする理由

理由

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町長名

印

| | | |
|---------|--|---|
| 確認担当者名印 | | 印 |
|---------|--|---|

金融機関
口座番号

銀行

店
番